



育児・介護休業法が改正されました ～ご相談を受け付けています～

ご相談は
無料！

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました
(令和7年4月1日から段階的に施行されます。)

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

例：所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大、子の看護休暇の見直し等

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

例：従業員300人超の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化等

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

例：介護離職のための個別周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化



匿名OK

他にも…「育児休業等に関するハラスメント」や「育児休業等の制度を利用したことによる不利益取扱い」等についてもご相談を受け付けています！

秘密厳守

～育児休業制度等相談窓口を開設しています～

- ・担当部署：広島労働局 雇用環境・均等室 指導係
- ・開設時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く。）
- ・電話番号：082-221-9247
- ・住所：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

